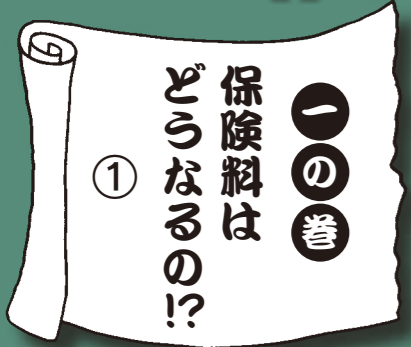


後期高齢者医療制度 始まりです!!

平成20年4月から



あなたの地区へ伺います!! — 出前説明会 —

保険料の額は現時点で未確定。一方では保険料の一部凍結案が報道されるなど、流動的な部分もある後期高齢者医療制度。広報たこでは、今後もその制度内容をお伝えしていきます。また、今月号と一緒に配りしたパンフレットも参考にしてください。

なお、この制度の詳細内容の説明や疑問などにお答えする『出前説明会』を行っています。各地区の老人クラブをはじめ、小規模なグループでもお伺いしますので、お気軽に住民課国保年金係までご連絡ください。



①後期高齢者
75歳以上の人。なお、65歳以上75歳未満の人を前期高齢者という。

②広域連合
後期高齢者医療制度を運営する保険者。保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行う。都道府県単位で設立されている。

③基礎控除額
住民税を計算するときに、所得から一律差し引くことができる額。

高齢者を対象とした新しい医療保険制度の『後期高齢者医療制度』が、来年4月からスタートします。この老人保健に代わる制度の対象となるのは、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上のすべての方です。広報たこ10月号でその概要には触れましたが、まだまだ分かりにくい部分の多い新制度。今月は保険料の納付方法などをお知らせします。

●お問い合わせ 住民課国保年金係 ☎(76)5405

新たな保険料を全員が負担!!

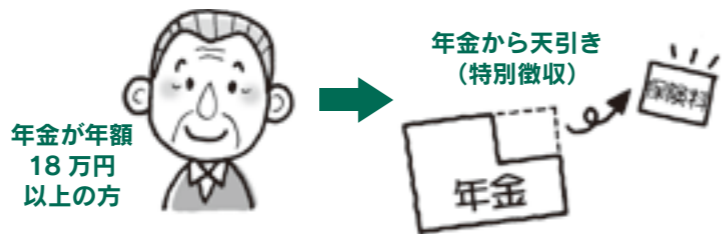
老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞれが保険料（または国民健康保険税）を納付したり、社会保険などの被扶養者は保険料の負担がなかったりしましたが、後期高齢者医療制度では被保険者一人ひとりが新たな保険料を負担することになります。

なお、皆さんの保険料額については「千葉県後期高齢者医療広域連合」が11月中に決定する予定。決定次第、お知らせします。



保険料は年金から天引き

保険料は、原則として年金から天引きされます（特別徴収）。ただし、年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超える場合は、年金から天引きされず個別に収めることとなります（普通徴収）。



保険料の決まり方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。均等割の額と、所得割の率は各都道府県の広域連合ごとに決められます。

保険料
 ※賦課限度額が設けられます。
 =
 均等割額
 被保険者1人当たりいくらかと計算（定額）
 +
 所得割額
 被保険者の所得に応じて計算

被扶養者の軽減措置

これまで社会保険などの被扶養者だった方は2年間、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

所得の低い方の軽減措置

世帯の所得水準に応じ、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯の総所得金額等	軽減内容
【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯	均等割額 7割軽減
【基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の人数(本人を除く)】を超えない世帯	均等割額 5割軽減
【基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の人数】を超えない世帯	均等割額 2割軽減

— 乳幼児医療費助成制度の改正 —

平成20年1月1日から 助成対象が『就学前児』まで 拡大されます!!



お子さんが病院などで診療を受けたときや保険薬局で薬を受け取る場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の一部が助成される『乳幼児医療費助成制度』。子育て支援対策の一環として、その助成対象を拡大しましたのでお知らせします。

どこが変わるの?

入院した場合のみ助成対象となっていた5歳から小学校就学前までのお子さんについて、通院と保険調剤も助成対象にすることになりました。

いつから変わるの?

平成20年1月1日以降の初診分から適用されます。

なお、今回の改正で新たに助成対象となるお子さんには、12月末に新しい受給券を郵送します。

制度の内容を教えてください!

■助成の対象者

多古町在住で、健康保険に加入している0歳から小学校就学前までのお子さんの保護者の方が、対象者となります。

■助成の方法

「受給券」と「保険証を医療機関（保険薬局を含む）の窓口で提示すると、左の自己負担額で診療が受けられる現物給付方式で助成します。

自己負担額		
世帯区分	対象内容	自己負担額
町民税所得割課税世帯	通院	1回につき200円
	入院	1日につき200円
	保険調剤	無料
上記の世帯以外	通院	無料
	入院	無料
	保険調剤	無料

■受診に当たっての注意

- ① 受給券と保険証を、医療機関に必ず提示してください。
- ② 県外の医療機関や、この制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合は、自己負担部分を一度支払ってください。

■申請の手続き

払い、その後、保健福祉センターで償還払いの申請をしてください。後日、町から自己負担額を控除した助成額をお支払いします。

③ 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）等の公費負担医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先となります。

転入したときや、新たにお子さんが生まれた場合、住民課に届け出の際に「乳幼児医療費助成申請書」をお渡ししています。必要事項をご記入の上、保健福祉センターで手続きしてください。

【必要書類等】

- ① 乳幼児医療費助成申請書
 - ② 保険証
 - ③ 認め印
 - ④ 保護者の市町村民税課税証明書※
- ※④については、他市町村から転入した場合にのみ必要で、前住所地の役場等でお取りいただくことになります。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ ● 保健福祉センター内 保健福祉課保健衛生係 ☎(76)3185